

第3回 知的財産戦略専門調査会

資料 3-7

先端技術分野の動向を踏まえた  
知的財産保護について

2002年4月22日

キヤノン株式会社

米国は、【持てる者】の論理(強者の論理)をベースに  
制度、ルールを柔軟に変更や、運用を行っている

日本は、【持たざる者】の論理をベースに考える傾向があり  
制度、ルール、組織が硬直的である

日本が生産の空洞化を意識し、真の科学技術創造立国になっていくためには、  
「持てる者の論理」をベースにした、知的財産制度を構築(「攻める」視点に  
転換した知的財産戦略の構築)し、積極的に知的財産の活用をしていく  
ことが重要である

事例、

ソフト特許、ビジネスメソッド特許、等において  
米国の後追いの、追認的な形で対象領域の拡大がおこなわれた

先端技術分野においては、  
特許対象領域の拡大が必要である

特許対象領域の見直しができる仕組みの創設

例えば、専門家による研究会の設置により  
先端技術動向に、スピーディでフレキシブルに対応する

## 2. 先端技術分野における戦略的な特許出願体制 **Canon**

1. 主要な国(米国、欧州、中国等)にも出願されていること
  - ・日本は、技術をベースとした貿易立国であり  
世界各地において、事業展開を行っている
2. 周辺特許・応用特許・代替技術特許も出願されていること
  - ・数件程度の「原理特許」だけでは、事業化がむづかしい

### 対処法

1. 海外出願が戦略的に可能な予算措置
  - ・単年度会計ではなく、年度を越えた継続的な運営が出来ること
  - ・海外の出願国の判断には、事業戦略・技術動向等の目利きが必要
2. 産学連携により、いち早く企業と大学(国研)で、  
周辺特許、応用特許等の出願体制作りと戦略的な出願
  - ・研究者だけでは、周辺特許・応用特許等のアイデアは生まれない
  - ・企業のノウハウ(特許のプロ、アイデアのプロ、等)の積極活用

### 3. 先端技術分野における特許審査(その1) **Canon**

原理的な発明においては、  
できるだけ広く、かつ強い権利が必要である

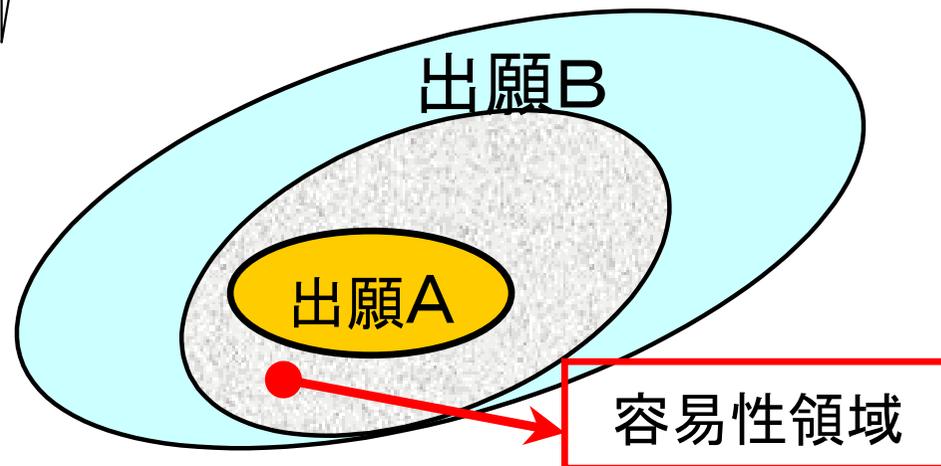
(1) 実験の過程で、  
材料の組み合わせ(組成物)を  
配合ミスや、直感にて変えたときに、  
価値ある特性の実験データが得られた。  
\* 理論的裏付け無し  
\* ひとつの実施例

出願A 【実験データが少なく  
実施例に近い狭い権利】

普遍化への実験  
及び理論化

(2) 実験と理論解析による普遍化が完成  
あらゆる分野での基本技術の確立

出願B 【理論と多くの実験データを  
ベースとした広くて強い権利】



#### 【米国特許ルール】

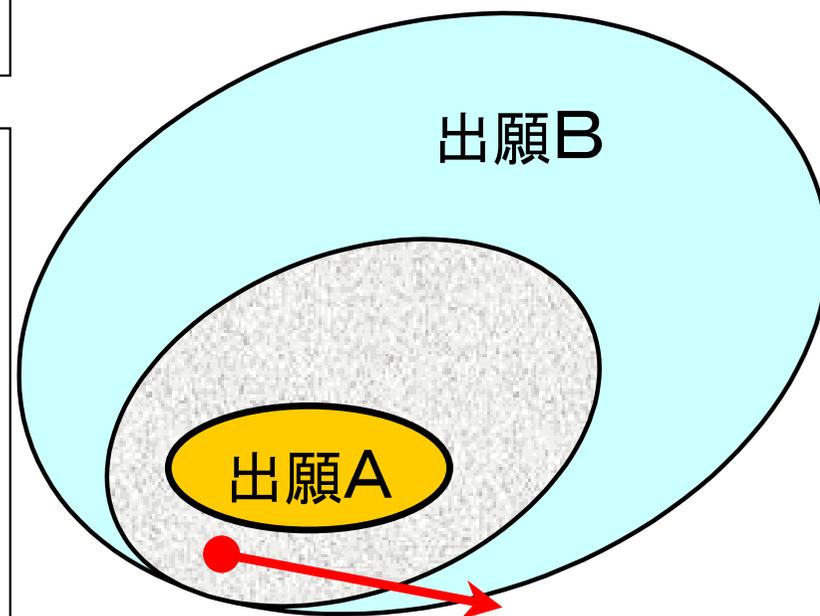
「CIP」(継続出願)の手続きを利用して出願Aの後に確認された内容を、  
新たに加えて(New Matterの追加)、いつでも出願Bを出願でき、  
出願Bの内容で権利化できる

#### 日本の審査ルール

(1) 出願Aの狭義内容と後願排除効果で  
出願A、Bの権利が細分化

(2) 出願Bの出願日が出願Aの公開後であれば、  
出願Bは 出願Aの出願内容の  
【容易性の範囲外】でしか権利取得できない  
→権利の空洞化  
最悪は出願Bでの権利取得不可

権利範囲図



容易性領域

先端技術分野においては、

米国並みのCIP出願制度が必要である

(又米国には、登録後のReissue制度もある)